

静岡県感染症対策専門家会議

第3回 新興感染症等対策検討部会

令和4年2月17日（木）17：30～

○静岡県情報公開条例（抜粋）

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- (5) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び地方三公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(1) 「(仮称)ふじのくに感染症管理センター」の設置の検討について

【静岡県感染症対策の司令塔・拠点施設の設置】

- 司令塔としての具体的な機能や役割の検討
 - ・他自治体の先進事例との比較
- ふじのくに感染症管理センター「基本構想」(素案)の概要

(2) 静岡県保健医療計画の中間見直しにおける「感染症対策」について

【医療法に基づく法定計画の中間見直し:令和3年度末の公表】

- 中間見直しの最終案に対する意見
 - ・パブリックコメントと修正案への意見の反映(対応内容)

(3) 静岡県保健医療計画の分野別計画である静岡県感染症予防計画の改定について

【感染症法に基づく法定計画の改定:令和3年度末の公表】

- 第2回部会での意見等を反映した修正案に対する意見
 - ・素案への意見の反映(対応内容)

<協議事項(2)・(3)>

静岡県保健医療計画の中間見直しと静岡県感染症予防計画の改定

「静岡県保健医療計画」とその分野別計画である「静岡県感染症予防計画」の改定

2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度	2019年度 令和元年度	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度
------------------	------------------	------------------	------------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------

○**医療計画**（医療法に基づき、医療提供体制の確保を図るため、都道府県に策定が義務付けられている法定計画）

第7次静岡県保健医療計画
（3年計画：2015～2017年度）

現行 第8次静岡県保健医療計画
（6年計画：2018～2023年度）

第9次静岡県保健医療計画
（6年計画：2024～2029年度）

本来は令和2年度が中間年であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、見直し期限の延長が国から通知された。

中間見直し
（見直し時期延長：R2⇒R3）

医療法に基づく国の「基本方針」の変更が予定されている

医療法の改正により、**2024年度の医療計画から、「新興感染症等対策」を事業項目に追加する必要がある。**

令和2年度（2020年度）の県医療審議会における中間見直しの延長の協議において、次期医療計画（2024年度～）から新規で記載が必要となる「新興感染症対策」等について、国に先行し、今回の中間見直しにおいて「**現時点で記載できる範囲**」で記載することとなった。

○**感染症予防計画**（感染症法に基づき、感染症対策の総合的な推進を図るため、都道府県に策定が義務付けられている法定計画）

現行 静岡県感染症・結核予防計画
（平成20年9月改定）

**静岡県感染症予防計画
改定（章立ての追加）**
（令和4年3月公表を目指す）

静岡県感染症予防計画
（全面改定を想定）

感染症法に基づく国の「基本指針」の変更が予定されている

感染症法に基づく国の「基本指針」の変更が示され次第、現行計画を全面改定する。

保健医療計画の中間見直しにおいて、国に先行して記載する「新興感染症対策」等について、現行感染症予防計画に、**新たな章として追加する。**

<協議事項(2)> 静岡県保健医療計画の中間見直しにおける「感染症対策」

(背景・対応の方向性)

今般の新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国においては、医療法を改正し、次期医療計画(2024年度～2029年度)から「**新興感染症等の感染拡大時における医療提供体制の確保に関する事項**」について、計画へ位置付け、医療計画の記載事項に新興感染症等への対応に関する事項を追加する。

県では、国に先行して、**静岡県保健医療計画の中間見直し(2021年度～2023年度)**において、「現時点で記載できる範囲」で「**新興感染症対策**」等について記載することとし、新たな節として、「**新型コロナウイルス感染症対策**」、「**新興・再興感染症対策**」を追加し、これまでの「**感染症対策**」を「**その他の感染症対策**」として修正する。

【追加項目の構成】

第6章 各種疾病対策等

第1節 新型コロナウイルス感染症対策

(1) 現状と課題

ア 新型コロナウイルス感染症への対応(総論)

イ 本県の現状 (2021年11月30日現在)

(ア) 感染症予防計画

(イ) 新型インフルエンザ等感染症対策

(ウ) 感染症指定医療機関

(エ) 新型コロナウイルス感染症対策

ウ 今般の新型コロナウイルス感染症で表面化した課題(長期的な課題も含む)

(2) 今後の対策

ア 感染拡大に備えて

第2節 新興・再興感染症対策

(1) 次の新興・再興感染症の流行に備えて

ア 平時からの取組

イ 感染拡大時の取組

第3節 その他の感染症対策

(1) 現状

(2) 課題

(3) 対策

第2回検討部会の委員からの意見と県民意見の修正案への反映

【第1節 新型コロナウイルス感染症対策】

項目	意見	対応内容
(1) イ P1	【本県の現状】 いつの時点での現状なのかが冒頭にあるとよいのではないか。	【本県の現状】 (修正前) イ 本県の現状 (修正後) イ 本県の現状 <u>(2021年11月30日現在)</u> 【(ア) 感染症予防計画】 (修正前) ○「静岡県における感染症の予防のための施策の実施に関する計画(1999年12月策定、 <u>2022年3月改正</u>)に基づいて～ (修正後) ○「静岡県における感染症の予防のための施策の実施に関する計画(1999年12月策定、 <u>2008年9月改正</u>)に基づいて～
(1) イ (エ) P2	【検査体制】 検査機器の整備費助成は一部機関に限られるので、「検査機器の整備費助成等」とすべきではないか。	【検査体制】 (修正前) ～に対し、 <u>医療機関</u> への検査機器の整備費助成により、検査体制の～ (修正後) ～に対し、検査機器の整備費助成 <u>等</u> により、検査体制の～
(1) ウ P3 P4	【医療機関と行政の連携】 「保健所を中心に2次保健医療圏ごとに行政及び医療関係団体等で構成する新型コロナウイルス感染症対策協議会(仮)を設置するなどして、圏域における情報共有や医療提供体制の確保について検討する」など、その役割も含めて具体的に記載した方が良いと考える。	2次保健医療圏ごとの新型コロナウイルス感染症対策においては、地域医療協議会等の場を活用して、さらに連携を強化していく。
(1) ウ P3 P4	【保健所の体制】 「市町の保健師の派遣を要請し、逼迫した保健所事務の応援に協力をいただきました。」旨を追記したらどうか。	【保健所の体制】 (修正前) ～が明確となったことから、パンデミック型の～ (修正後) ～が明確となったことから、 <u>各市町からの応援職員の受入れを含め</u> 、パンデミック型の～
(1) ウ P3 P4	【自宅療養者への支援】 (修正前) 感染者が急増したおりに自宅療養者への健康観察が行き届かなかった事例もありました。 (修正後) 感染者が急増したおりに <u>保健所担当者による</u> 自宅療養者への健康観察が行き届かなかった事例もありました。 <u>また自宅療養協力医療機関による健康観察でも電話連絡がつかない事例が見受けられました。</u>	必ずしも医療を必要としない無症状病原体保有者や軽症者が一定数いることから、入院又は宿泊療養所のみならず、新たな変異株等のウイルスの特性に応じ、自宅療養を含めた療養体制の充実を目指していく。

第2回検討部会の委員からの意見と県民意見の修正案への反映

【第1節 新型コロナウイルス感染症対策】

項目	意見	対応内容
(1) ウ P4	<p>【自宅療養者への支援】 「自宅療養中の健康観察用に貸し出すパルスオキシメーターが不足し、対象を絞っての貸し出しとならざるを得ませんでした。そのため、市町所有のパルスオキシメーターの貸し出しの協力を求めました。」旨を追記したらどうか。</p>	市町所有のパルスオキシメーターの貸出しについては全県的な取組ではないため、本計画への記載は見送る。
	<p>【検査体制の強化】 (修正前) 医療機関や登録検査機関におけるPCR検査等病原体検査の体制の維持及び検査精度の確保を強化していく必要があります。 (修正後) 医療機関や登録検査機関におけるPCR検査等病原体検査の体制の維持及び検査精度の確保を強化し、市民が必要時に無料でPCR検査を受けられる検査所の設置を増やしていく必要があります。</p>	<p>【検査体制の強化】 ※追加 ○感染拡大の防止には、検査により陽性が判明した感染者を確実に医療機関へ繋げていく必要があります。</p>
	<p>「自費検査により陽性が確認された人を確実に医療につなげる体制づくりが必要です」を追記したらどうか。</p>	
	<p>【ワクチン接種】 「安定したワクチン供給体制を整える必要があります。」を追記したらどうか。</p>	ワクチンの確保・供給は国の役割であるため、本計画への記載は見送る。
	<p>医療機関と保健所の担当者に電話が繋がらないという事態が一時あり、医療機関との専用連絡電話や専用メールの設置などが必要。保健所と医療機関の連絡手段の改善が必要。</p>	御指摘いただいた状況について確認し、必要な対策を講じていく。
	<p>市民へのコロナ感染拡大の不安に対する広報が不足していたと思われる。緊急事態にふさわしく、行政がローカル局のテレビ・ラジオを使った、丁寧で分かりやすい説明を繰り返し放送するなど、行政による市民への広報、啓もう活動の強化を求める。</p>	ホームページや記者会見、ショートムービーなどの各種媒体による広報を実施しており、引き続き、多くの県民に届くわかりやすい広報の実施に努めていく。

第2回検討部会の委員からの意見と県民意見の修正案への反映

【第1節 新型コロナウイルス感染症対策】

項目	意見	対応内容
(1) ウ P3	土日、祝日の休診日、夜間のときの発熱外来対応をしている医療機関を自治体（保健所）として把握し、その利用の仕方を含めて市民への広報について改善をすべき。特に時間外での地域の公的医療機関の受入体制がどうなっているのかを、市民に明示すべきと考える。	ホームページ内で、発熱等診療医療機関の一覧を掲載、診療時間等の情報を掲出しており、引き続き県民への周知に努めていく。
	外国人労働者の多い本県として、在留外国人への広報強化を求める。感染予防の徹底や時間外受診の方法に関して、広報の改善が必要だと考える。	「やさしい日本語」を使用して、県内在住の外国人に対して、各種媒体による広報を実施しており、引き続き、わかりやすい広報に努めていく。
(2) ア P5 P6	【経口薬の活用】 経口薬は既に承認されているため、表現の修正が必要と考える。	【経口薬の活用】 (修正前) 経口薬が承認されることを想定し、投薬の体制の～ (修正後) 経口薬 <u>については</u> 、投薬の体制の～
	【保健所の体制強化】 「市町の保健師の派遣を要請し、逼迫した保健所事務の応援に協力をいただきました。」旨を追記したらどうか。	【保健所の体制強化】 (修正前) 保健所への増員が機を逸しないように、 <u>あらかじめ人員を定め、必要なタイミングで、応援職員として～</u> (修正後) 保健所への増員が機を逸しないように、必要なタイミングで、 <u>感染の規模に応じて、各市町からの応援の受入体制や、全庁各部署から応援職員として～</u>
	【ワクチン接種】 「ワクチンの安定的な供給を図るべく引き続き国へ働き掛けていきます。」を追記したらどうか。	国へのワクチン供給の働きかけは、計画に記載している「市町のワクチン接種の支援」の一環として実施していく。
	【検査体制の強化】 (修正前) 医療機関におけるPCR検査等病原体検査の体制の整備の促進を図ります。 (修正後) 医療機関 <u>や無料PCR検査所</u> におけるPCR検査等病原体検査の体制の整備の促進を図ります。 「自費検査により陽性が確認された人を確実に医療につなげる体制づくりが必要です」を追記したらどうか。	【検査体制の強化】 (修正前) 医療機関におけるPCR検査等病原体検査の体制の整備の促進を図ります。 (修正後) 医療機関におけるPCR検査等病原体検査の体制の整備の促進を図ります。 <u>特に感染拡大時には、国の施策と連動して必要な検査体制を実施していきます。</u> ※追加 <u>○検査で陽性が判明された方に対しては、医療機関で再検査を受けるよう促していきます。</u>

第2回検討部会の委員からの意見と県民意見の修正案への反映

【第2節 新興・再興感染症対策】

項目	意見	対応内容
(1) ア P8 P9	<p>【司令塔機能】 (修正前) 感染症に関する研修(住民向けの公開講座を含む)、検査、 情報発信、疫学解析、相談業務等、県内の感染症対策の拠点となる～ (修正後) 感染症に関する研修(住民向けの公開講座を含む)、検査、 情報収集、疫学解析、情報発信、相談業務等、県内の感染症対策の拠点 となる～</p>	<p>【司令塔機能】 (修正前) 感染症に関する研修(住民向けの公開講座を含む)、検査、 情報発信、疫学解析、相談業務等、県内の感染症対策の拠点となる～ (修正後) 感染症に関する研修(住民向けの公開講座を含む)、検査、 情報収集、疫学解析、情報発信、相談業務等、県内の感染症対策の拠点 となる～</p>
	<p>【常設の専門家会議の設置】 (修正前) 現在設置している専門家会議を基本的に常設化し、様々な～ (修正後) 現在設置している <u>新型コロナウイルス感染症医療専門家会議 及び新型コロナウイルス感染症対策専門家会議を参考に、常設の専門家 会議を設置</u>し、様々な～</p>	<p>【常設の専門家会議の設置】 (修正前) 現在設置している専門家会議を基本的に常設化し、様々な～ (修正後) 現在設置している <u>新型コロナウイルス感染症医療専門家会議 及び新型コロナウイルス感染症対策専門家会議を参考に、常設の専門家 会議を設置</u>し、様々な～</p>
	<p>【情報収集と発信の強化】 (修正前) 様々な感染症の発生動向、感染症診療や対策(抗菌剤使用量 や手指衛生実施率)に関する～ (修正後) 様々な感染症の発生動向、感染症診療や対策(抗菌薬使用量 や手指衛生実施率)に関する～</p>	<p>【情報収集と発信の強化】 (修正前) 様々な感染症の発生動向、感染症診療や対策(抗菌剤使用量 や手指衛生実施率)に関する～ (修正後) 様々な感染症の発生動向、感染症診療や対策(抗菌薬使用量 や手指衛生実施率)に関する～</p>

第2回検討部会の委員からの意見と県民意見の修正案への反映

【第3節 その他の感染症対策】

項目	意見	対応内容
(1) P11	【(1) 現状】 (修正前) ○「静岡県における感染症の予防のための施策の実施に関する計画(1999年12月策定、 <u>2022年3月改正</u>)に基づいて～ (修正後) ○「静岡県における感染症の予防のための施策の実施に関する計画(1999年12月策定、 <u>2008年9月改正</u>)に基づいて～	【(1) 現状】 (修正前) ○「静岡県における感染症の予防のための施策の実施に関する計画(1999年12月策定、 <u>2022年3月改正</u>)に基づいて～ (修正後) ○「静岡県における感染症の予防のための施策の実施に関する計画(1999年12月策定、 <u>2008年9月改正</u>)に基づいて～

今後の予定

- 「保健医療計画(中間見直し)」全体について、最終(案)を3/11開催予定の医療対策協議会、3/22開催予定の医療審議会で審議、3月末の計画策定を予定。

- **2年以内に全面改正が想定**されるため、今回の改定に当たっては、保健医療計画に追加した項目そのものを、現行の感染症予防計画に、**新たな章として追加することで対応**する。

【改定(案)後の計画の構成】

第1 感染症の予防の推進の基本的な方向

第2 感染症の発生の予防及びまん延の防止

第3 感染症に係る医療の提供体制の確保

第4 緊急時における対応

第5 感染症に関する研究の推進、検査の実施体制
人材の養成、知識の普及及びその他の重要事項

第6 **新型コロナウイルス感染症対策**

第7 **新興・再興感染症対策**

時点修正等の
最小限の修正

追加

追加

検討部会の委員からの素案に対する意見と修正案への反映

【第2 感染症の発生の予防及びまん延の防止】

項目	意見	対応内容
第2	・ 1例の患者発生から即まん延予防になっているが、1例の患者からはまずは周囲に伝播しない対策を平時には行い、そして蔓延予防に進むのではないか。	国の基本指針に基づき、平時においては日常行う感染症の予防及びまん延防止対策と感染症法に基づく対人措置または対物措置が必要となった場合等、周囲に伝播しない対策をそれぞれ記載している。
1 (1) P6	【基本的な考え方】 (修正前) ～平時における食品 保健 対策及び環境衛生対策等の～ (修正後) ～平時における食品 衛生 対策及び環境衛生対策等の～	【基本的な考え方】 (修正前) ～平時における食品 保健 対策及び環境衛生対策等の～ (修正後) ～平時における食品 衛生 対策及び環境衛生対策等の～
1 (3) イ他 P7	・ 「患者」という表現について、HIVなど感染症によっては「未罹患者」、「罹患が疑われる患者」とすることが適切な場合がある。	いただいた意見については、今後2年以内に国の指針改正に合わせて感染症予防計画の全面改定を行う予定であることから、その際に検討していく。
1 (5) イ P8	【保健所の役割】 (修正前) ～感染症対策部門、食品 保健 対策部門などの～ (修正後) ～感染症対策部門、食品 衛生 対策部門などの～	【保健所の役割】 (修正前) ～感染症対策部門、食品 保健 対策部門などの～ (修正後) ～感染症対策部門、食品 衛生 対策部門などの～
1 (6) P9	(修正前) 【食品 保健 対策、動物保健衛生対策および環境衛生対策との連携】 (修正後) 【食品 衛生 対策、動物保健衛生対策および環境衛生対策との連携】 ※目次の修正を含む (修正前) 【ア 食品媒介感染症に係る食品 保健 対策部門との連携】 (修正後) 【ア 食品媒介感染症に係る食品 衛生 対策部門との連携】 ※目次の修正を含む (修正前) ～効果的かつ効率的に行うため、食品 保健 対策部門が主体となり～ (修正後) ～効果的かつ効率的に行うため、食品 衛生 対策部門が主体となり～	(修正前) 【食品 保健 対策、動物保健衛生対策および環境衛生対策との連携】 (修正後) 【食品 衛生 対策、動物保健衛生対策および環境衛生対策との連携】 ※目次の修正を含む (修正前) 【ア 食品媒介感染症に係る食品 保健 対策部門との連携】 (修正後) 【ア 食品媒介感染症に係る食品 衛生 対策部門との連携】 ※目次の修正を含む (修正前) ～効果的かつ効率的に行うため、食品 保健 対策部門が主体となり～ (修正後) ～効果的かつ効率的に行うため、食品 衛生 対策部門が主体となり～

検討部会の委員からの素案に対する意見と修正案への反映

【第2 感染症の発生の予防及びまん延の防止】

項目	意見	対応内容
1 (7) P10	<p>【関係機関及び関係団体との連携】 (修正前) ～感染症対策部門、食品保健対策部門、動物保健衛生対策部門及び～ (修正後) ～感染症対策部門、食品衛生対策部門、動物保健衛生対策部門及び～</p>	<p>【関係機関及び関係団体との連携】 (修正前) ～感染症対策部門、食品保健対策部門、動物保健衛生対策部門及び～ (修正後) ～感染症対策部門、食品衛生対策部門、動物保健衛生対策部門及び～</p>
2 (2) イ P11	<p>【健康診断の受診勧告等を実施する際の留意事項】 (修正前)～その他の事情を十分考慮し、科学的に当該感染症にかかっていると疑うに足りる～ (修正後)～その他の事情を十分考慮し、客観的に当該感染症にかかっていると疑うに足りる～</p>	<p>【健康診断の受診勧告等を実施する際の留意事項】 (修正前)～その他の事情を十分考慮し、科学的に当該感染症にかかっていると疑うに足りる～ (修正後)～その他の事情を十分考慮し、客観的に当該感染症にかかっていると疑うに足りる～</p>
2 (7) ア及びイ P13	<p>(修正前) 【感染症のまん延の防止のための対策と食品保健対策の連携】 (修正後) 【感染症のまん延の防止のための対策と食品衛生対策の連携】 ※目次の修正を含む</p> <p>(修正前)～した場合には、食品保健対策部門は～ (修正後)～した場合には、食品衛生対策部門は～</p>	<p>(修正前) 【感染症のまん延の防止のための対策と食品保健対策の連携】 (修正後) 【感染症のまん延の防止のための対策と食品衛生対策の連携】 ※目次の修正を含む</p> <p>(修正前)～した場合には、食品保健対策部門は～ (修正後)～した場合には、食品衛生対策部門は～</p>

【第3 感染症に係る医療の提供体制の確保】

項目	意見	対応内容
6 P19	<p>【集団発生時の医療提供】 ・医療の確保」について、医療と共に「看護」も必要なのではないか。</p>	<p>【集団発生時の医療提供】 (修正前)～及び医療機関と連携し、医療の確保を行う。 (修正後)～及び医療機関と連携し、医療提供体制の確保を行う。</p>

検討部会の委員からの素案に対する意見と修正案への反映

【第5 感染症に関する研究の推進、検査の実施耐性、人材の養成、知識の普及及びその他の重要事項】

項目	意見	対応内容
2 (1) ア P 22	【感染症の病原体等の検査実施体制】 (修正前) ~それぞれの能力に応じて、国立感染症研究所、他の都道府県等の地方衛生研究所と連携して~ (修正後) ~それぞれの能力に応じて、国立感染症研究所、 国立遺伝学研究所、国立医薬品食品衛生研究所及び 他の都道府県等の地方衛生研究所と連携して~	【感染症の病原体等の検査実施体制】 (修正前) ~それぞれの能力に応じて、国立感染症研究所、他の都道府県等の地方衛生研究所と連携して~ (修正後) ~それぞれの能力に応じて、国立感染症研究所、 国立遺伝学研究所、国立医薬品食品衛生研究所及び 他の都道府県等の地方衛生研究所と連携して~
4 (2) P 23	(修正前) 【 対 薬剤耐性 (AMR) 対策】 (修正後) 【薬剤耐性 (AMR) 対策】 ※目次の修正を含む	(修正前) 【 対 薬剤耐性 (AMR) 対策】 (修正後) 【薬剤耐性 (AMR) 対策】 ※目次の修正を含む
5 (1) ウ P 25	(修正前) 【 多 剤耐性菌への対応】 (修正後) 【 薬 剤耐性菌への対応】 ※目次の修正を含む	(修正前) 【 多 剤耐性菌への対応】 (修正後) 【 薬 剤耐性菌への対応】 ※目次の修正を含む

【全般を通じた意見】

項目	意見	対応内容
-	・関係団体との連携について、看護協会との連携は非常に重要なのではないか。	看護協会との連携は非常に重要であり、本文中の「医療関係団体」の主要な一つとの認識であるが、個別記載が必要な箇所があれば、今後検討していく。

今後の予定

- 「感染症予防計画」改定案全体について、パブリックコメント（県民意見提出手続：募集期間 3/3まで）を実施中であり、本日、委員の皆様から追加いただいた御意見と、パブコメによる県民の皆様からの御意見を反映した最終（案）を、次回部会において提示します。